

ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会

(H20年11月からH22年11月までのまとめ)

報 告 書

平成22年11月

《 目 次 》

1	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の主な議題	2
2	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会委員	3
3	市民検討会での協議検討事項	4
(1)	白煙防止装置について	4
(2)	環境影響評価事後調査について	5
(3)	施設の外観について	6
(4)	環境学習機能について	7
(参考)	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱	8

1 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会の主な議題

平成 21 年 1 月 19 日	委嘱式及び第 16 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 白煙防止について ・ 今後のスケジュール（案）について
平成 21 年 3 月 5 日	第 4 回施設見学会 （視察先 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設、柳泉園ク リーンポート）
平成 21 年 4 月 1 日	第 17 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価書（案）について ・ 事業者選定について（その 1）
平成 21 年 5 月 26 日	第 5 回施設見学会 （視察先 さしまクリーンセンター寺久）
平成 21 年 9 月 2 日	第 18 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定について（その 2） ・ 環境影響評価事後調査について（その 1） ・ 地元協議会について（その 1）
平成 21 年 10 月 28 日	第 19 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定について（その 3） ・ 環境影響評価事後調査について（その 2） ・ 地元協議会について（その 2）
平成 21 年 12 月 10 日	第 20 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価事後調査について（その 3） ・ 地元協議会について（その 3）
平成 22 年 2 月 5 日	第 21 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価事後調査について（その 4） ・ 新ごみ処理施設の外観について ・ 新ごみ処理施設の環境学習機能について（その 1）
平成 22 年 4 月 21 日	第 6 回施設見学会 （視察先 流山市クリーンセンター、柏市南部クリーンセンター）
平成 22 年 7 月 22 日	第 22 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事協定書の締結について ・ 新ごみ処理施設の概要について
平成 22 年 9 月 7 日	第 23 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ処理施設の環境学習機能について（その 2） ・ 新ごみ処理施設の建物の色合いについて
平成 22 年 10 月 29 日	第 24 回市民検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ処理施設の環境学習機能について（その 3） ・ 本市民検討会でのまとめについて

2 ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会委員

- 両市の公募による市民
 - ・三鷹市 河本美代子・小林隆志・佐藤壽
 - ・調布市 荒木千恵子・時津直子・藤生よし子

- 三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた者
中 澄子

- 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの推薦を受けた者
草苅正行（前任者 吉野正徳）

- ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた者
 - ・三鷹市 小林義明 連雀地区住民協議会
 - 田中茂利 東部地区住民協議会
 - ・調布市 増田雅則 ふじみ地区自治会等連合会
 - 松井和夫 ふじみ地区自治会等連合会

- 学識経験者
大江 宏（亜細亜大学経営学部教授）
寺嶋 均（社団法人 全国都市清掃会議 技術顧問）

3 市民検討会での協議検討事項

(1) 白煙防止装置について

《市民検討会の意見のまとめ》

白い煙は水蒸気であることを十分に周知、啓発を行う。
地球温暖化の面、経済効果の点から白煙防止装置はつけないこととする。

《市民検討会の意見を踏まえ》

【ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書】の変更

3.1.2 湿式法

4) 設計基準

- ・白煙の発生防止を考慮すること。

上記の項目を削除した。

○ これまでの市民検討会の主な意見

- ・白い煙は水蒸気であり、冬期間にみられる現象である。白煙防止装置の設置に数千万円消費するのはどうか、経済的な面からも付けなくても良いのでは。
- ・白煙を消すために蒸気をたくさん使用して排ガスの温度を高めている。その分のエネルギーを回収して地球温暖化防止に貢献する。
- ・今までは白煙を消すのが当たり前と受けとめられていたが、経済効果の点等、十分な周知、啓発があれば多くの市民から理解は得られる。

(2) 環境影響評価事後調査について

《市民検討会の意見のまとめ》

環境影響評価事後調査は、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響調査と同様の手法で、工事施行中、稼働後に実施するが、その他のモニタリング調査については地元協議会で十分協議してほしい。

《市民検討会の意見を踏まえ》

公害防止協定締結にあたり、環境影響評価事後調査項目を基にモニタリング調査項目等詳細を検討する。

○ これまでの市民検討会の主な意見

- ・ 事後調査とモニタリングは非常に密接な関係がある。
- ・ 事後調査項目ではない微小粒子状物質（PM2.5）等新たな環境基準、測定方法が示されれば対応すべき。
- ・ 環境影響評価で汚染物質の最大着地濃度出現地点の南側 700 メートルで測定する等、測定地点、回数等地元協議会で協議してほしい。
- ・ 事後調査は、三鷹・調布両市のごみ量のピーク平成 31 年度に実施とあるが、施設完成から毎年実施してもよいのでは。
- ・ 施設稼働後、ピーク時に調査するのは環境影響評価条例に基づく事後調査、毎年実施する調査は、モニタリングとなる。

(3) 施設の外観について（参考意見）

《市民検討会の意見のまとめ》

屋上緑化だけでなく、壁面緑化も積極的に取り入れる。
建物の色は、周辺環境と調和させる。
不燃物処理資源化施設を含めた緑化計画を行う。

《市民検討会の意見を踏まえ》

ふじみ衛生組合管理者へ提案する。

○ これまでの市民検討会の主な意見

- ・ グレー系の色はちょっと地味な感じもする。大人の場合とはともかく、子供たちが来たときはどうか。シックというのは、あくまでも大人目線なので、子供たちが見学に来たときは、少しは夢のある部分も取り入れてはどうか。あまりに調和し過ぎているのもどうか。
- ・ 壁面緑化については、大いに特色を持たせる建物として推進してほしい。
- ・ 青少年がここに見学に来ることが多い。気分良く、明るいイメージを持ってもらえるような感じ、明るい色を考えた方がいいのでは。
- ・ 私たちの生活の中から出るごみをここで処理しているということを、しっかり目立つようにして、私たちの生活を改善していくという気持ちで白くしてもよいのでは。緑に映える色も白であると思う。
- ・ これは焼却場だという認識を持って見てもらえるような色合い、白とか、当たり障りのない色よりは、もう少し特徴を持たせた色のほうが良いのでは。例えば壁面緑化をするのであれば緑系など。
- ・ 外から見ても、すてきな煙突だなと見えるようなデザインにしたらどうか。
- ・ 大人と子供でも違うし、男女でも違うし、民族でも違う。それぞれイメージや好みもあると思う。

(4) 環境学習機能について

《市民検討会の意見のまとめ》

限られたスペースを有効に活用し、「ふじみ」らしい学習機能を絞り込む。

《市民検討会の意見を踏まえ》

今後も引き続き議論を重ね、より充実した学習機能を提案する。

○ これまでの市民検討会の主な意見

- ・施設見学については何を目的にするかが一番大事。ごみというものを中心に置いて、エネルギー、生活への還元、自然環境との共存などといったテーマを絞って提示していくのが良い。
- ・見学者コースは、腰かけを用意するなど、見学しやすくする工夫が必要。また、実物と一緒に見る模型、さらに、見学者コースに案内用のガイドテープを設置するなど、見学者への配慮が必要。
- ・コンセプトを持った環境学習や見学施設にしていくべき。重点を絞りながら、安全な施設を紹介するとともに、ごみ減量などの環境学習的な役割を果たすものに。
- ・焼却場がある中で、学習するとなれば、市民に現場を見せるということが一番大事なのではないか。
- ・環境学習機能に関連する施設的なことで、トイレはその施設を象徴するもの。トイレを見ればその施設の姿勢とか、受け入れ体制とかがわかる重要な箇所である。
- ・環境学習に来たら、簡単でもいいので、児童生徒にプラスチックやペットボトルを材料に使った工作など体験学習ができるとよいのでは。
- ・子供たちが来たときにここへ来て体験してよかったなというものを考えていかなければいけない。
- ・3Rのうちでもリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rが重要だ。特にリデュースを最優先すべきだ。
- ・展示室が必要であり、展示物を工夫することも考えなければならない。
- ・ごみの減量対策、分別の強化、生ごみの資源化などのコーナーを設けてほしい。
- ・第三次の市民検討会では、優先順位をつけてまとめてほしい。

ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会設置要綱

参 考

第1 設置

ふじみ衛生組合は、「新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、新ごみ処理施設（以下「施設」という。）を整備するに当たり、環境と安全に徹底的に配慮した施設づくりを三鷹市及び調布市（以下「両市」という。）の市民とともに推進するため、ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

検討会は、管理者の求めに応じ、次に掲げる事項を調査・検討し、又は必要な意見を述べることができる。

- (1) 施設の建設に関すること。
- (2) 環境影響評価に関すること。
- (3) コミュニティ機能に関すること。

第3 組織

検討会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 両市の公募による市民 各3人以内
- (2) 三鷹市ごみ減量等推進会議からの推薦を受けた者 1人以内
- (3) 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会からの推薦を受けた者 1人以内
- (4) ふじみ衛生組合周辺の両市の町会・自治会等からの推薦を受けた者 各2人以内
- (5) 学識経験者 2人以内

第4 会長及び副会長

検討会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、委員の互選による。
- (2) 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

第5 職務

会長は検討会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7 会議

検討会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8 意見の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、その意見を聴くことができる。

第9 庶務

検討会の庶務は、ふじみ衛生組合において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱は、施設が竣工した日に、その効力を失う。

附 則（平成 22 年 11 月 24 日施行）

- 1 この要綱は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 平成 22 年 11 月 6 日以降に委嘱された委員の任期は、第 6 の規定にかかわらず、委嘱された日から施設が竣工した日までとする。